

平成26年度定期監査報告書

1. 監査の期間

平成27年1月23日から2月4日まで 8日間

2. 監査を執行した監査委員

監査委員 根本 龍哉

監査委員 岡崎 悟

3. 監査期日及び監査対象課室

地方自治法199条第4項に基づき、下記の監査対象課室を別項に示した監査方針及び監査の範囲に基づいて監査した。

平成27年1月23日（金）：税務課，自治推進課

1月26日（月）：防災原子力安全課，企画経営課

1月27日（火）：農業委員会，農業政策課

1月28日（水）：下水道課

1月29日（木）：都市政策課，監査委員事務局

1月30日（金）：環境政策課，介護福祉課

2月 2日（月）：指導室，学校教育課

2月 4日（水）：まちづくり推進課

4. 監査方針及び監査の範囲

歳入・歳出に伴う財務に関する事業の執行状況や事務に関する取り扱いが適法かつ適切に処理され、その事業が最小の経費で最大の効率、効果的に行われているか監査した。財務に関する事務は、予算の執行状況や、契約等の事務、補助金等の取り扱いや出納事務が適正、適切に処理されているか監査した。事業の執行状況については、事業本来の目的に沿った執行がどのような成果を上げているか監査した。監査対象期間は、平成26年4月1日から平成26年12月末日までに執行した事業とし、予算の執行状況をはじめ次の点を主眼とした。

- (1) 調定・収納等の収入事務は、適切に判断され執行されているか。
- (2) 予算の支出事務は、関係法令や規則に則り適正に処理されているか。
- (3) 工事の執行状況は、関係法令や規則に則り計画的に執行されているか。
- (4) 備品台帳への記載整理と既取得備品の維持・管理が適正に行われているか。
- (5) 補助金等の交付事務が適切に要綱等により執行されているか。
- (6) 各事業が、第5次総合計画の政策・施策に沿ったものとして効果を上げて執行されているか。

5. 監査の方法

定期監査は、上記に示したとおり14課室局について実施した。監査は、「課別科目別歳入・歳出予算執行状況」、「執行状況確認調書」、「備品台帳」、その他関係証憑等の提出と対象課室局の課長及び担当職員の出席を求めながら執行状況等を聴取し、質疑応答により監査した。

6. 監査の結果

平成26年度の定期監査は、東海村第5次総合計画の4年目に当る事業の監査である。本村の財政力指数は毎年微減しているが、平成25年度決算で1.36もある他に類を見ない恵まれた基礎自治体である。今、世の中は高度経済成長から低成長に移って25年が経つが、この間、神戸大震災、リーマンショック、東日本大震災、原発事故が起き、物質的な豊かさを求めるよりも、精神的な豊かさと生活の多様化を求めることに価値があるという成熟社会に意識転換させ、それと同時に超高齢少子化による総人口と労働人口の減少、地方の過疎化、膨大な国の赤字、破綻寸前の社会保障費、デフレ不況、震災復興など成熟社会の負の現象が出現している。これらの多様な課題を円安株高政策だけでは解決することはできない。21世紀という新時代に相応しい産業経済改革、教育改革、地域の新産業経済創生さらには地域の文化、歴史、伝統、絆を大切に作る取組が必要である。特に成熟社会における地域のまちづくりは地元の人々のコミュニティを強め、知恵と工夫が必要である。当然本村の行財政や村土利用の変化を正確に把握し地場産業である農・工・商・観光業と中小企業などを基幹産業として振興させると共に、原子力研究のむらの歴史と地域文化とのコラボレーションによって、本村特有の国際的なまち、本村自治基本条例に基づく村民本位の自治のまちづくりを進め、第5次総合計画で定めた「村民の叡智を結集して特色あるまちづくり」の実現に努めなければならない。

平成26年度の定期監査は、対象課室局における事務が計画通り進行しているか、執行が適法且つ適正にして効率効果的に処理されているか、且つ第5次総合計画に添った事業がどのように進められているのかに視点を置いて監査を実施した。

その結果については、おおむね適正な事務処理がなされているものと認められた。しかし、次の事項については検討、改善されるよう要望する。また、指摘した事項について改善措置を講じた場合はその旨を監査委員にご通知くださるようお願いする。

(1) 歳出執行状況について（平成26年12月末日）

今年度の監査対象課における歳出執行状況は、下記の表のとおり、一般会計の支出執行状況は前年度と同程度であり、特別会計においては昨年度より遅れている。本村の震災復旧復興は3年経った時点でほぼ終了したわけであり、今年度は本村の通常事務執行に専念できる状況にあるにも拘らず、執行率が上がっていない。年度当初からスピード感のある事業運営が出来るように取組む必要がある。各課は業務執行のあらゆる状況を想定し、全ての事業の効率を図るため工程表を作り、主管課職員の力を結集して計画に

遅れを生じないように取組み、村民本位の福祉の向上を図ることに全力で努めて欲しい。また、収入調定や支出負担行為の手續を遅滞なく処理して事業を確実に執行し、年度末には事業繰越など発生させないように努めて欲しい。前年度の定期監査で指摘したにも拘らず、過年度に執行した事業を今年度の会計期間中に支払った事業が見受けられた。再発防止策を講じ、このような事が起きないように全職員に注意をし、また、再発防止の為の職員研修なども講ずるよう指摘しておく。

一般会計歳出の部

平成 26 年 12 月末 (単位：円)

所 属 課	予 算 現 額	支 出 済 額	執行率	前年度執行率
税 務 課	265,781,000	168,533,661	63.41	67.44
企画経営課	1,995,924,000	819,136,176	41.04	36.11
学校教育課	4,204,034,300	2,538,025,546	60.37	40.93
宿 幼 稚 園	1,302,000	615,367	47.26	69.58
須和間幼稚園	2,463,000	1,018,252	41.34	53.94
村 松 幼 稚 園	3,666,000	1,940,508	52.93	50.65
舟石川幼稚園	2,729,000	1,535,166	56.25	56.27
石 神 幼 稚 園	2,488,000	910,155	36.58	44.46
照沼小学校	6,011,000	3,076,498	51.18	53.41
村松小学校	13,406,000	9,645,577	71.95	57.68
白方小学校	8,115,000	5,184,451	63.89	61.18
中丸小学校	12,303,000	4,413,892	35.88	51.87
舟石川小学校	8,296,000	5,427,488	65.42	71.90
石神小学校	4,570,000	2,988,587	65.40	56.21
東海中学校	18,216,000	11,419,771	62.69	69.89
東海南中学校	21,312,000	14,392,126	67.53	70.35
介護福祉課	1,256,009,000	708,771,101	56.43	61.04
自治推進課	222,271,000	147,160,366	66.21	50.31
防災原子力安全課	741,175,000	516,334,981	69.66	47.0
農業委員会事務局	16,853,000	9,569,635	56.78	64.04
農業政策課	432,814,000	280,413,737	64.79	74.35
下 水 道 課	979,191,000	644,067,675	65.78	56.86
都市政策課	815,566,000	333,945,928	40.95	50.64
監査委員事務局	24,801,000	19,737,409	79.58	80.52
環境政策課	1,091,395,000	647,859,013	59.36	62.45
指 導 室	224,078,000	149,354,523	66.65	66.87
まちづくり推進課	275,957,000	216,799,906	78.56	68.79
執行率平均	12,659,726,300	7,262,277,495	57.36	59.05

特別会計歳出の部

所 属 課	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率	前 年 度 執 行 率
介 護 会 計	2,693,418,000	1,611,421,489	59.83	68.08
介護サービス会計	9,488,000	3,475,062	36.63	58.76
公共下水道会計	1,795,048,000	947,983,181	52.81	53.80
執行率平均	4,497,954,000	2,562,879,732	49.75	60.21

(2) 村税の収入未済額および不納欠損額の縮減について

村税の収入未済額及び不納欠損額は下記のとおりである。平成25年度一般・特別会計収入未済額4億7,909万円で、年々減少しているものの、依然として多額に上っている。平成25年度の固定資産税と村民税等を含む村税未済率は52.7%、国民健康保険税が33.9%であり、2税を合わせた未済率は全体の86.6%で、その合計収入未済額は4億2,745万円に達している。平成26年12月末日の村税の調定収入率は大きく補正減を行ってもまだ80.2%に達した所である。特に、個人村民税調定収入率は70.8%、滞納繰越分調定収入率30.4%となっており、収入未済額は増加することが予想され、これらの改善は難しい課題である。村税の不納欠損件数も27年3月見込みで522件、下水道使用料不納欠損件数も128件で年々増加している。村税、国民健康保険税及び下水道使用料の徴収は本村の産業経済の低迷や高齢者増による村民所得や勤労者数の減少が進んでおり、徴収率を改善させるには難しい面があるが、税負担の公平・公正を確保する観点からあらゆる徴収徴税促進の手段を取り、税収確保になお一層の工夫に努められたい。

(単位:円)

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成27年3月17日付
収入未済額	374,241,150	323,244,377	279,656,766	252,737,490	557,911,292
不納欠損件数	297件	537件	522件	698件	522件
不納欠損額	11,032,004	10,189,957	7,812,116	13,618,841	10,001,689

(3) 収入調定と支出負担行為の適切な処理について

今年度の村民税の調定額は1億2,930万円の補正減をしても当初予算額に達せず、調定収入率は73.46%という厳しい状況である。また、歳入の当初予算村税滞納繰越額は毎年調定額の平均25%しか計上していない。毎年の調定額に基づく徴収目標率を上げていかないと益々滞納繰越額が増加して行き、徴収額の改善ができない事になる。今後は収納予算額の計上率を上げて、滞納繰越額の収納改善を図るように努められたい。

(4) 徴収猶予・執行停止者に係る延滞金誤徴収について

平成21年度から平成23年度の村税滞納者の中で徴収猶予または執行停止を行っていた者から誤って延滞金を徴収していることが判明した。該当者21名95件であった。今年度中に予算を講じて返還すること。これはシステム改修に伴い、還付者リストに延

滞金過徴収者がリストアップされて判明したものであった。今後は延滞金減免の確認体制を強化し、延滞金計算方式の確立を図り、再発防止に努めて欲しい。

(5) 個人村民税・県民税の還付加算金の支払い不足について

全国の自治体において還付加算金の計算の起算日について錯誤事例が散見されているという報道や茨城県からの通知を受け、東海村は消滅時効の到来していない過去5年分について再計算をおこなった。その結果、本村でも法律の解釈の違いにより還付加算金の計算期間が短くなり、一部の方に対する還付加算金の支払いに不足が発生していることが判明した。今後は不足額の還付をしていくことになる。今年度中に予算を講じて確実に返還すること。本村にあっては今後このような事が無いようにチェック体制の強化と法令遵守に努めるようお願いする。

(6) 学校教育課、介護福祉課等事業報酬と費用弁償の支払い漏れについて

学校教育課、みちづくり課、総務課等の業務に関する報酬または料金に係る源泉所得税が平成22年1月以降9名で87件の控除漏れがあり、所得税を一時立替払いの為に補正予算2,541,000円を講じて税務署に納入している。今年度中に立替えた税の返済を求め、納入未済や不納欠損などにならないように努められたい。また、介護福祉課の障がい者総合支援協議会相談支援部会委員に対する費用弁償が昨年度に2回分が未払いとなっていた。翌年度の予備費で支出しているが、実費弁償と所得税の支出が1年経過してから執行することは単年度会計主義にあってはならないことである。また、予備費を充当する時には予備費要求書など財務規則に則り行わなければならない。再発防止策を講じ、このような事が起きないように全職員に注意をし、また、再発防止の為に職員研修なども講ずるよう指摘しておく。

(7) 公共施設利用料金の収納処理の改善について

自治推進課主管のコミセン使用料の収入額は利用料金減免規程改正を施行してから7ヶ月経過した時点では当初予算額の2.4倍になる多額の使用料収入があった。毎日の使用料金も予想以上に多額の収納となっている。これからの収納処理は財務規則に定めたとおり領収書控に現金を添えて当日または翌日までに1日分を纏めて納入することを厳守することを求める。また、歳入日計帳、月計表、調定決議書を作成すること。窓口の徴収から会計収納までの仕事はルーチンワーク化する必要がある。6館全体の職員が誰でも出来るようにマニュアルを作成することも指摘する。また、コミュニティセンターの使用料の減免規程の改正と共に、他の公の施設についても減免や料金等の整合性を図り統一の取れた料金規程作りを実施するよう指摘する。

使用料の納入は窓口取扱いの簡略化と防犯対策の面から現金でなく証紙を販売して申込書に添付させ納入するシステムを検討して欲しい。

(8) 今年度重要政策の低執行业務について

今回の監査対象である企画経営課担当を始めとする各課の事業で、本村の重要政策となっている事業の執行率があまり上がっていないものが多数ある。総合計画審議会運営事業の執行率 17.9%, 第5次総合計画後期基本計画策定事業, 政策研究費 9.2%, 在宅医療・介護連携拠点事業 12.6%, 土地利用に関する住民との協働推進事業, TOKAI 原子力サイエンスタウン構想推進会議, 経済状況調査事業, 店舗等外国語標記支援事業, 商工業活性化対策補助事業, 地域のじまんづくりプロジェクト補助事業, 農地流動化奨励補助事業, ニート等予防対策就労教育講座, ハーモニーフライトいばらき補助事業, 協働の指針印刷配布事業, 都市計画図印刷, 地区計画広報紙印刷, 村道用地購入費, 公園管理委託業務, 遊具点検業務, 環境審議会開催の執行率は0%である。また, 防災原子力安全課の防災会議の開催は1回しか開かず, 防災情報システム管理機器保守点検業務委託, システム運営委託事業, 避難生活物資備蓄事業も0%になっている。本村の重要事業である地震津波, 風水害, 原子力汚染被害等本村独自の災害が発生した時に必要な情報システムと備蓄物資と食物アレルギー避難者に物資を調達する事業が進んでいない。このような重要事業がいまだに執行率がないということは重大なことである。いずれも本村の重要事業であるので, 全力で取り組み執行率を上げるように努めるよう指摘する。

(9) 工事・委託料等入札の改善について

工事の指名競争入札の応札者数が財務規程に合った数に達しないで実施しているものがある。また, 指名競争入札における予定価格に対する落札率が100%の工事が散見され, さらに100%に近いものが沢山あり, 自由競争の原理が十分に働いていない結果になっている。このような状態で公共事業を発注し続けると企業は企業努力ができなくなってしまうようになり, 企業成長が望めなくなるという結果を招きかねない。特に村内企業の落札率が高止まりしているので, 担当課は入札管理の取組をもう少し慎重に実行するように指摘する。

また, 備品購入の請負額を超えた支払額を支出しているものがあつた。契約から納期支払いまでに長い期間を要するものもあるので, 齟齬がないように注意を払って欲しい。

(10) 備品等の管理状況について

本村財務規則に基づいて備品は登録しなければならないと定められている。資産となる備品台帳は正確な財産管理を行なう為にこれから益々大切になる。特に, 学校校舎の建替えに伴う備品の新規購入や入れ替えなど大きく備品の移動が行われるので, 整理には十分な時間が必要になる。村の資産額がどのように増加しているかを集計しておくことは, 今後の公会計にも重要なものになる。土地, 建物, 備品を台帳等に漏れなく明記し, 健全な管理運営を行うように特段の配慮をお願いします。また, 組織改編に伴う部課の場所と機器備品の移動による備品台帳の変更とラベルの訂正を必ず励行することを指摘する。また, 備品台帳に取得価格と取得年月日の記入漏れが多々あるので, 記入整

備するように指摘する。

次に学校等の設計図や工事図面や構造計算書などは、全て各建物に保管しているが、重要な構造計算書、耐震構造図、設計図など重要な資料は2部作成し、1部は担当部署が一元管理することにし、万一思わぬ事故が起きても重要書類の保存が出来るように配慮することを指摘する。

(11) 東海村が所有する不動産に関する事務の執行について

今年度農地法一部改正により農地基本台帳と地図を整備し、来年度より情報公開することになった。しかし、本村は道路舗装拡張や区画整理や工業団地等のインフラ整備で農地や山林を公用地として取得した後に、地目変更登録をしないで、農地のままとされている土地が見受けられる。各主管課財産管理者は公有財産台帳に記載漏れや間違いが無いように記載されている状態にしなければならない。また、土地課税台帳などにも齟齬が無いように確認作業を実施されたい。今年度の決算書には正確な公有財産を明記するように努めて欲しい。

(12) 歳出予算における補正増の多発縮減について

当初予算歳出に組み込んでいない事業が補正によって行われるものが頻繁に現れてきており、補正増による事業の一つ一つが少額であっても補正による総支出額にすれば大きな歳出額になっている。本村の自主財源である村税の歳入は毎年減少する傾向が続いているので、歳出改革に取り組んでいかなければならない状況にある。歳出改革の取り組みは無駄な事業の縮小や削減事務執行の効率化を図ることである。大型固定資産税の多額の歳入が続くのも先が見えているので、計画的な財政の見通しを立て、各年度の予算執行計画に基づいた年度予算案の調製を図ること。そして財務事務処理の向上と物品等の調達のコスト削減を図るようにして欲しい。本村はこれまで財政力の豊かさにより、歳出規模が拡大している傾向にある。これからは歳出拡大に繋がる安易な補正増加主義は厳に慎むように努めるよう指摘する。